

坂井市告示第 217 号

坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業（仮称）坂井市屋内遊戯施設管理運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 22 日

坂井市長 池田 禎孝

坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業
(仮称) 坂井市屋内遊戯施設管理運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱

- | | | |
|----|------|--|
| 第1 | 目的 | この要綱は、坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業について、公募型プロポーザル方式による当該施設の管理運営に関する企画提案内容の審査を厳正かつ公正に行うため、坂井市全天候型子どもの遊び場整備事業（仮称）坂井市屋内遊戯施設管理運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。 |
| 第2 | 業務 | <p>審査委員会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び評価を付与し、当該業務に相応しい受託者を選定し、市長に報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 選定の審査項目及び審査基準の決定 ② 参加資格の審査 ③ 技術提案書の審査及び評価 ④ その他必要と認めるもの |
| 第3 | 委員 | 審査委員会は、別表に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。 |
| 第4 | 役割 | <ol style="list-style-type: none"> 1 審査委員会には委員長及び副委員長をおく。 2 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。 |
| 第5 | 任期 | 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、第2に定める市長への報告の日までとし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 |
| 第6 | 会議 | <ol style="list-style-type: none"> 1 審査委員会は委員長が召集する。 2 審査委員会は委員の過半数の出席によって成立する。 |
| 第7 | 意見聴取 | 委員長は、必要があると認めたときは、随時関係職員を審査委員会に出席させ、意見を求めることができる。 |
| 第8 | 事務局 | 審査委員会の庶務を行うため、事務局を坂井市教育委員会生涯学習スポーツ課に置く。 |

第9 守秘義務 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第10 その他 この設置要綱で定めるものの他、審査委員会に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

この要綱は、業務完了の日をもってその効力を失う。

別 表

【委 員】

No.	役職	氏名	備考
1	委員長	石川 昭義	仁愛女子短期大学 副学長（幼児教育学科教授）
2	副委員長	渡辺 雅代	坂井市 公立保育園等（雄島こども園 園長）
3	委員	斎野 秀幸	坂井市 副市長
4	委員	井上 純子	坂井市 健康福祉部 理事
5	委員	中田 誠一郎	坂井市 教育委員会事務局 部長
6	委員	山田 俊行	坂井市 小学校（磯部小学校 校長）
7	委員	木村 美由紀	坂井市子ども・子育て会議委員（民間地域子育て支援拠点施設 福井県民生活協同組合 子育て支援課長）
8	委員	水野 竜太	坂井市子ども・子育て会議委員（わかかこども園 保護者会 会長）

【事務局】

1	事務局長	新家 秀一	坂井市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課 課長
2	事務局員	佐藤 登代美	坂井市健康福祉部 子ども福祉課 課長
3	事務局員	柳原 正樹	坂井市財務部 監理課 課長
4	事務局員	井上 佳美	坂井市健康福祉部 子ども福祉課 参事
5	事務局員	脇本 幸	坂井市財務部 監理課 課長補佐
6	事務局員	田嶋 厚志	坂井市教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課 課長補佐